

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 子育て支援課
委 託 業 務 番 号	令和4年度 長子セ第24号
委 託 業 務 名 称	長浜市パパママ・リフレッシュ託児業務及び利用料徴収事務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市八幡中山町477番地 風の街ビル2階 キッズパークながはま
業 務 の 概 要	長浜市パパママ・リフレッシュ託児事業実施要綱に基づく長浜市在住の6カ月～4歳未満の乳幼児の一時預かり託児業務について、民間活力導入のためのモデル事業として業務委託をするもの。
履 行 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 額 ( 税 込 )	単価契約(年額 2,976,000円)
契 約 の 相 手 方	[所在地又は住所] 長浜市八幡中山町477番地 [商号又は名称] 株式会社イケダ光音堂 代表取締役 池田 洵一
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市パパママ・リフレッシュ託児事業実施要綱に基づく一時預かり事業を実施している事業者が他にないため、一者随意契約とする。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>